

作業主任者技能講習のご案内

労働安全衛生法

職場における危険または有害な業務のうち、労働災害を防止するために特に管理を必要とするものについて事業者は作業主任者を選任し、その者に労働者の指揮その他必要な事項を行わさせなければならないことが労働安全衛生法に定められています（第14条）

<関係法令>

労働安全衛生規則第359条、374条（地山の掘削及び土止め支保工）

労働安全衛生規則第565条（足場の組立て等）

場所	キャタピラー教習所 新潟教習センター
	◆地山の掘削及び土止め支保工技能講習（3日間） 9月14日（土）～16日（月） 登録番号124 受講料 36,000円（テキスト代及び消費税込）
	◆足場の組立て等技能講習（2日間） 9月17日（火）～18日（水） 登録番号125号 受講料 23,000円（テキスト代及び消費税込）
受講資格	満21歳以上で3年以上作業に従事した経験のある方 （受講申込書に事業主の方の経験証明印が必要となります） ◆人材開発支援助成金対象コース

新潟労働局長登録教習機関

キャタピラー教習所（株） 新潟教習センター

〒950-1195

新潟県新潟市西区山田2307-108

お問い合わせ先

TEL:025-232-7611

FAX:025-232-7612